

教 育 委 員 会 会 議 録

令和7年4月

教育長	教育次長	学校教育課長	社会教育課長	会 議 ・ 区 分
				定 例 会
開会場所	加悦保健センター2階 農事相談室		担当書記	中 上 伸 午
会議日程	自 令和7年4月3日（木） 至 令和7年4月3日（火） 1日間			
出席者数	委員 4名 出席			
出席委員	教育長 長島 雅彦 委 員 樋口 潔 委 員 佐々木 和代 委 員 植田 智子			
欠席委員	委 員 酒井 英隆			
説 明 者	教育次長兼学校教育課長 中上 伸午 社会教育課長 小谷 貴儀 総括指導主事兼人事主事 森谷 秀博			
署名委員	委 員 樋口 潔 委 員 植田 智子			
そ の 他	【傍聴者】 なし			

会 議 に 付 し た 事 件

項 目	件 名	結 果
審議事項	・ 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて 令和7年3月与謝野町議会定例会の議決を経 るべき議案に対する意見照会について	承認可決
	・ 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて 与謝野町教育支援委員会規則の一部改正につ いて	承認可決
	・ 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて 与謝野町立三河内郷土資料室条例施行規則の 一部改正について	承認可決
	・ 議案第4号 与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任 規則の一部改正について	承認可決

協 議 及 び 報 告 事 項

項 目	件 名
協議事項	・ なし
報告事項	・ 報告第1号 与謝野町給食食物アレルギー対応検討委員会設置 規程の一部改正について
	・ 報告第2号 与謝野町学童保育の実施及び学童保育所の設置に 関する条例施行規則の一部改正について
	・ 報告第3号 与謝野町放課後児童健全育成事業運営要綱の一部 改正について
	・ 報告第4号 与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区保存活用団 体活動補助金交付要綱の一部改正について
	・ 報告第5号 令和7年度社会教育の重点（案）について
そ の 他	・ 今後の予定について

教育委員会会議録

- 1 日 時 令和7年4月3日 午前9時30分から午前11時10分まで
- 2 場 所 加悦保健センター2階 農事相談室
- 3 議事の概要

[長島教育長]

それでは定刻になりましたので、令和7年度第1回与謝野町教育委員会会議を開催したいと思います。本日、会議の傍聴はありませんでした。

それでは、お配りしております日程に従いまして、会議を進行いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」についてでございますが、樋口委員と植田委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(両委員とも了承)

[長島教育長]

承認をいただきましたので、よろしく願いいたします。

[長島教育長]

次に、日程第2、「確認事項」といたしまして、会議録の確認をお願いいたします。

はじめに、1月30日に開催いたしました令和6年度第10回教育委員会会議の会議録につきまして、前回の委員会においてご指摘いただいた箇所について修正をさせていただいております。修正の通りご確認いただいたということによろしいでしょうか。

(委員了承)

[長島教育長]

それでは、本会議終了後に署名をお願いいたします。続きまして、2月26日に開催いたしました令和6年度第11回教育委員会会議の会議録につきましては、修正等はありませんでしょうか。

(委員からの修正なし)

[長島教育長]

それでは、本会議終了後に署名をお願いいたします。続きまして、3月10日に開催いたしました令和6年度第12回教育委員会会議の会議録につきましては、修正等はありませんでしょうか。

(委員からの修正なし)

[長島教育長]

それでは、ご確認いただけたということで本会議終了後に署名をお願いいたします。

[長島教育長]

それでは、日程第3、「教育長の報告」に入らせていただきます。

本日は、公私とも大変お忙しい中、令和7年度の第1回教育委員会会議にお集まりいただき、誠にありがとうございます。先程、人事異動に係る紹介・挨拶がありました。年度の当初は委員の皆様方にも御迷惑や御心配をおかけすることもあるかと思いますが、令和7年度も何卒よろしくをお願いいたします。

それではいつものように簡単なレジュメを用意しておりますので、そちらをご覧ください。明日は「二十四節気」の「清明」で、すべてのものが生き生きとして清らかに見える頃とされていますが、今年は「立春」以降に寒暖の差や寒の戻りが強かったせい、桜の開花が遅れ、この加悦庁舎付近のソメイヨシノは本日ようやく咲き始めるかと思えます。昨年は3月30日、一昨年は3月22日が咲き始めでした。今年の入園・入学式は、昨年続いて満開の桜の下で子どもたちを迎えることができそうです。

また、3月には小学校・中学校の卒業式へのご出席、お忙しい中を誠にありがとうございました。後ほどお気づきになられたことやご感想をいただければありがたいと思います。

さて、令和7年度が始まりましたが、少し振り返りますとコロナ禍が始まってから5年、ポストコロナとなってから早2年でございますが、私自身は、今はまだまだ社会全体で、コロナ禍で傷ついた人々の「心」を癒している最中ではないかと思っています。いつも話すこととなりますが、コロナ禍の際に、ある大学の先生が指摘されていた「阪神淡路大震災や東日本大震災において、子どもたちのメンタル面でのしんどさは、2・3年後に深刻さを増していった」という言葉は、そのとおりだと思っています。そして今しばらくは、当然として子どもたちへの心のケアが最重要なものになると思います。

続いて先ほども触れました入園・入学式ですが、こども園の入園式そして「のだがわ第2こども園」の開園式が明日4日の金曜日、小学校の入学式が8日の火曜日の午前、中学校が同日の午後、府立高校が9日の水曜日となっています。委員の皆様方には、先月の卒業式に続いて、誠に忙しい中を来賓としてのご出席をお願いしているところです。何卒、よろしくをお願いいたします。

ちなみに令和7年度の新入生は小学校が101名（昨年度比マイナス35名）、中学校が151名（昨年度比マイナス17名）であります。また、この3月に小学校を卒業した児童が133名、中学校が195名ですから、これらの数字は少子化傾向の流れを表していると思います。

次に14日に開催される第1回の校園長会議ですが、本年度は、町内・組合の13校園の内、開園した「のだがわ第2こども園」を含めて5つの校園で校園長が交代しております。年度当初の会議においては、校園長としての統率力と発信力、コンプライアンスの遵守、ポストコロナ・アフターコロナにおける心のケアなど、レジュメにあるような指示やお願いを沢山させてもらいます。

続いて教育委員会の令和7年度の懸案事項ですが、これは7日に開催される教育委員会の事務局会議において私が提起をするものです。

教育委員会全体に共通するものとして、令和7年度は学校そして公共施設の統廃合を具

体的に進めていく年度にしなければならないと考えています。また、業務過多が日常的な状態となっている教育委員会事務局自体の働き方改革も同様に必要であると考えています。

具体的な学校教育の分野では、当町の大きな教育課題である学力状況の改善については、校園長会議とも厳しい実態を共有して具体的に改善に向けて取り組んでいかなければならない最重要の課題の一つであると認識しています。そして令和8年度2学期からの稼働を目指す新給食センターの建設の進捗管理、令和7年度2学期からの部活動地域連携に向けた最終準備、学校等の適正規模適正配置に関する基本方針【改定版】についての住民との対話をどの様に進めていくのかを具体的に検討せねばならないと考えています。さらには3月定例会で予算が認められた徒歩通学2kmを超える児童への夏季期間に限定した形でのバス下校への対応、本年度から始まる共同事務室の業務開始、令和8年度に向けたクアハウスでの小学校プール授業の最終的な詰めなど、様々な懸案事項がございます。

また、社会教育の分野では、2つの新たな学童保育所の建設、懸案となっている学童保育料や公共施設の利用料の改定の検討がございます。よさの大江山登山マラソンについては、令和7年度の例年の開催時期が原子力災害対応に係わるバス進入路改良工事のために、大江山総合運動公園グラウンドが使用できません。この事態を受けて実行委員会において開催時期等の見直しを含めて検討が行われ、その結果、熱中症リスクが低い5月下旬、5月第5週の日曜日が適切であると判断されました。今後は、令和7年度は準備時間が不足するために開催を見送り、第18回の大会を令和8年5月31日に開催するとされたところです。そして本年度の橋立中学校区で設立されたことで完成したコミュニティ・スクールですが、今しばらくは学校運営協議会並びに一体となって取り組まれる地域学校協働活動が各地域ともにスムーズに行われるよう教育委員会からの支援が必要と思われまます。この他にも、レジュメにあるような多くの懸案事項がございます。

このように本年度は、まさに教育委員会の総力が問われているものと認識しております。

加えて、3月25日に閉会となった3月定例会、27日に開催された中学校組合議会の定例会ですが、一般質問ではレジュメにあるとおりの沢山の質問があり、令和6年度の補正、令和7年度の一般会計予算においても、レジュメにあるとおりの多くの質疑がございました。

本日は多くの専決処分の承認を求めることについての議案そして多くの報告事項がございます。この後のご審議ご協議をよろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、卒業式にご出席していただきましたご感想等をお願いできればと思います。

[樋口委員]

江陽中学校の卒業式と、石川小学校の卒業式に行って参りました。本当にコロナが落ち着いたと言いますか、皆が声を出して歌を歌ったり、小学生は1人ずつ思い出を語り合うなど声を出して、卒業生の卒業を祝うことが戻ってきたのが素直な印象でした。

中学校は全員が出席して卒業式を迎えられたということですので、本当に良かったと思います。これからの未来に向けて、また頑張っていたきたいという思いがありましたし、小学生の方も今度、中学校になるのだという気持ちを新たに、また頑張ってもらいたいという気持ちで送らせていただきました。

[佐々木委員]

加悦中学校と加悦小学校に参加させていただきました。樋口委員と一緒に、歌がやはり良いなと思ひまして、歌が無くてはならないものだと、とても感じました。中学生も小学生もすごく声が出ていまして、とても気持ちの良い式だったと思ひます。

厳かにと申ひますか、卒業証書も地べたに置くということは無く、皆、ケースの上に置かれたり、立て掛けられたりされていまして。子ども達が誰1人マスクを着けていなかったという事がコロナの落ち着き、アフターコロナというのでしょうか。完全にその様になったのだと感じました。

[植田委員]

私は岩滝小学校に行かさせていただきました。例年、在校生の子達が結構ざわつくのですが、今回はかなり静かにずっと座っているのが印象的でした。それと、贈る言葉を述べていた男の子が丁寧に読みながら、一言一言、贈る言葉を言ってくれていたことが、非常に良いなと思ひながら見ておりました。本当に小さい時から知っている子どもでもありましたので、良い贈る言葉だと思ひて見ておりました。卒業生も皆さん一生懸命臨む雰囲気伝わってきて、とても良い式でした。

[長島教育長]

私の方は、橋立中学校と市場小学校に行かさせていただきました。委員の皆様が言われた通りコロナ禍の時の様子とは違ひて、本当に両校とも良い卒業式でした。橋立中学校は井上校長先生が6年間勤められた最後の年ということで、たいへん良い式辞を送られていまして、それにもらい泣きをされる方もおられました。

市場小学校は子どもたちとの言葉のやり取りというものが本当に印象的で、卒業していく子どもたちも、感動のあまり多くの子が涙を見せていたことが非常に印象的でありました。久しぶりにそういう雰囲気の卒業式を見させていただいた、その様なところでありました。

また、皆様方には入学式もよろしくお願ひいたします。

[長島教育長]

次に、日程第4、「審議事項」に入らせていただきます。

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」、令和7年3月与謝野町議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見照会についてを議題とします。

[長島教育長]

提案理由等について 中上教育次長が説明いたします。

(中上教育次長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

[樋口委員]

物価が上がってる状況の中でこの予算を提出した状態で、これからも資材や労働に対する対価が上がっていく可能性もあるという中で、この金額はあくまで今の現状での予算ということですので、今後、そういったものが高騰することになれば、補正予算等が考えられるかどうかを教えてください。

[中上教育次長]

この時点での請負金額は確定していますが、既に国の方から特例措置として、令和7年3月1日以降に契約する工事については、労務費・材料費を上げなさいという通達が届いています。

これから、いくら値上げになるかは分かりませんが、積算して金額を上げていくことになると思います。

金額はまだ弾けていませんので、幾らということをお示しできないのですが、上がる要素は十分ありまして、今、労務費等の見直しをしなければならないという状況です。議会への説明は今からになります、そういったことが国から通知として届いています。

[樋口委員]

分かりました。その状態で積算を行い補正予算等をお願いして承認いただくという作業が必要になってくる。これは世間がそういう状況ですので、これはもう仕方が無いかなと思います。またお忙しくなるとは思いますがよろしくご対応ください。

[中上教育次長]

学校給食センター新築工事の現状をお話しさせていただきます。

昨日、岩屋区の方に行きまして地元説明会を4月21日に開催させていただくことになりました。それが終わってから、本格的に工事に入っていくことになります。本格的な工事に入るまでの準備工事がありまして、水道管の切り回しなど、それは地元説明会に入るまでに先行して、工事をさせていただくということで地元から了解を得ました。

4月21日の地元説明会以降に本格的に工事を行っていきます。まずは鉄板の敷設ということで、鉄板を100枚以上引いていくのですけれども、その工事から連休明け後に進めていく予定をしております。

[長島教育長]

現状についての説明がありましたが、その部分を踏まえてのご確認等はよろしいでしょうか。

[樋口委員]

岩屋区の地元説明会ということなのですが、岩屋区も結構広くて工事によく通行される地区と、少し離れた所の工事に対する受け方と言いますか、いろいろな形の影響が違ってくると思うのです。岩屋区の全体として説明会をされるのですか。例えば、ある地区が一番車両が通るため工事ではご迷惑かけるので、その地区だけ別に説明会をされるということではなく、岩屋区全体で説明されるということによろしいですか。

[中上教育次長]

その通りです。岩屋小学校解体工事の時も同じですが、岩屋区全体に案内をさせていただいています。ただ実際に地元説明会をした時に来られるのは、近くの方しか来られていないのが現状です。前の解体工事の時に、役員さんも入れて30人位の規模になりました。今度は少しは増えると思っていますが、100人位になるなど、そこまでは無いと考えています。岩屋公民館は狭いのですが、そこで大丈夫だということで岩屋区からも聞いており、恐らく30名程度という想定で計画しております。

[長島教育長]

それでは、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」、令和7年3月与謝野町議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見照会について、提案の通り承認される方は挙手をお願いをします。

[長島教育長]

挙手全員でございます。よって議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」、令和7年3月与謝野町議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見照会については、提案の通り承認されました。

[長島教育長]

次に、議案第2号「専決処分の承認を求めることについて」、与謝野町教育支援委員会規則の一部改正についてを議題とします。

[長島教育長]

提案理由等について 中上教育次長が説明いたします。

(中上教育次長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

(各委員からの質問無し)

[長島教育長]

それでは、議案第2号「専決処分の承認を求めることについて」、与謝野町教育支援委員会規則の一部改正について、提案の通り承認される方は挙手をお願いをします。

[長島教育長]

挙手全員でございます。よって議案第2号「専決処分の承認を求めることについて」、与謝野町教育支援委員会規則の一部改正については、提案の通り承認されました。

[長島教育長]

次に、議案第3号「専決処分の承認を求めることについて」、与謝野町立三河内郷土資料室条例施行規則の一部改正についてを議題とします。

[長島教育長]

提案理由等について 小谷社会教育課長が説明いたします。

(小谷社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

(各委員からの質問無し)

[長島教育長]

それでは、議案第3号「専決処分の承認を求めることについて」、与謝野町立三河内郷土資料室条例施行規則の一部改正について、提案の通り承認される方は挙手をお願いをします。

[長島教育長]

挙手全員でございます。よって議案第3号「専決処分の承認を求めることについて」、与謝野町立三河内郷土資料室条例施行規則の一部改正については、提案の通り承認されました。

[長島教育長]

次に、議案第4号「与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について」、を議題とします。

[長島教育長]

提案理由等について 中上教育次長が説明いたします。

(中上教育次長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

[樋口委員]

本来であれば、こうしたことも過去の教育委員会で私共に一旦投げかけていただいて、私共はそれに対して意見を言うものとお話を伺いました。それが実際に則していないということで、こうやって出していただけるということを理解しました。ただ、本来であればそういった手続きが必要なのであれば、こういう規則があるのであれば、事前にお話をするべきだったと思います。

これについて今更言及するつもりはありませんが、現状同じ様な、本来ならば諮られるべき事が諮られておらず、現状に即していないものがある様でしたら難しいとは思いますが、その都度対応していただきたいと思います。

[中上教育次長]

この議案は専決処分ではありませんので、教育委員会会議に諮るまでに、事前に説明しておくべきだったかも知れません。前教育次長からも実際、諮られていない様なこともあるということを知っていたのですが、実際にどうなのか、私が教育委員会に来てから2年経ちまして、その検証を行いたいと思っただけで、それが今になったということなのです。

掲げております項目については、実際に出来ていないということが判明しました。今回、もっと早くから説明をさせていただいたら良かったのですが、この様なタイミングとなり、申し訳無いと思っています。この2年間経った中で、できてないというところで、今回、改正をさせていただきたいと思っております。

[長島教育長]

それでは、議案第4号「与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について」、提案の通り承認される方は挙手をお願いします。

[長島教育長]

挙手全員でございます。よって議案第4号「与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について」、は提案の通り承認されました。

[長島教育長]

次に、日程第5、「報告事項」に入らせていただきます。報告第1号「与謝野町給食食物アレルギー対応検討委員会設置規程の一部改正について」、中上教育次長が報告いたします。

(中上教育次長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

(各委員からの質問無し)

[長島教育長]

会議開始から1時間経過しましたので、暫時休憩とします。

(暫時休憩)

[長島教育長]

休憩を閉じ、会議を再開します。

[長島教育長]

続きまして、報告第2号「与謝野町学童保育の実施及び学童保育所の設置に関する条例

施行規則の一部改正について」、小谷社会教育課長が報告いたします。

(小谷社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

(各委員からの質問無し)

[長島教育長]

続きまして、報告第3号「与謝野町放課後児童健全育成事業運営要綱の一部改正について」、小谷社会教育課長が報告いたします。

(小谷社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

(各委員からの質問無し)

[長島教育長]

続きまして、報告第4号「与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区保存活用団体活動補助金交付要綱の一部改正について」、小谷社会教育課長が報告いたします。

(小谷社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

[樋口委員]

要綱の一部を改正するという事は、これはずっと改正した状態になりますが、ちりめん街道マスタープランは、令和7・8・9年の3年間と、それが続く可能性があるからこうした要綱の改正があって、今後、このような形になっていくという認識でよろしいですか。

と言いますのは、3年間のためにここを変えてしまうと、3年間のためだけにどこも要綱を変える必要はなく、別の方法で3年間だけ、先ほどの教育長が特別に認めるというものを無くす事がいけないのは分かりますが、そうでは無い方が、腑に落ちるところですが、その辺の兼ね合いはどうでしょうか。

[小谷社会教育課長]

樋口委員が前半に言われたことは正にその通りでして、3年間の時限計画であります。この実施計画というのが、3年後、更に3年で策定される想定でありますので、要綱も

続く想定であります。今はその様に考えています。

[植田委員]

ちりめん街道滞在交流マスタープラン計画のための暖簾と竹灯籠ということで結びつきと言いますか、どのような効率を考え、それがどう滞在に結びつくのか、どのように考えれば良いのでしょうか。

[小谷社会教育課長]

滞在交流のマスタープランにつきまして、重点事業がいくつかありまして、その中の1つに環境整備として美化・環境保全・修理を掲げており、そこをしっかりとしていかなないと滞在にはなかなか繋がらないだろうということです。

確におっしゃる様に暖簾を付ける事が、どの様に滞在行為に繋がるかと言われますと、直接的な影響は薄いかも知れませんが、申し上げました基盤環境をしっかりと整理をした上で、滞在交流に繋げるという組み立てになっていますので、まず初めにここを重点的にやりたいという方向性で支援する要綱となっています。

[長島教育長]

続きまして、報告第5号「令和7年度社会教育の重点（案）について」、小谷社会教育課長が報告いたします。

(小谷社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

[植田委員]

この地域共生社会は何年か前から聞いておりまして、与謝野町はまだ取り組みを行っていないという認識でしたので、大きな声でアナウンスをしていただければと思います。

[小谷教育課長]

取り組めていなかった分野だったものを、こういうことをやっている町だということをしっかりと町民の方、町外の方にも共有したりアピールする事は、まち作りとして大事なことだということで、町長部局と一緒に進めていただいているものであります。

多様性の尊重とは、性別の違いや、特にLGBTQが最近話題になっていますし、年齢の違いによる差別は無くし、障害の有無や、日本人と外国人の違い、そういう多様な違いによって人権を侵さない、尊重し合う、そういうまちを作っていく、多様性を尊重し合う、共生社会をつくる、そういう時代になっています。

繰り返しになりますが、そういう事に重きを置いている町ですということをしっかり根付かせるということで、植田委員のおっしゃっていただいた様にしっかりと共有したり情報発信をしていきたいと思っています。

[長島教育長]

続きまして、日程第6「その他」に入らせていただきます。中上教育次長お願いします。

[中上教育次長]

次回の教育委員会会議等の日程調整をさせていただきます。

(次回、教育委員会会議・入学式の日程調整)

[中上教育次長]

次回の教育委員会会議については、4月25日・4月28日・5月2日が候補日となります。調整後、連絡をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

[長島教育長]

以上で本日の会議を閉会いたします。お疲れ様でした。

午前11時10分 終了

教育長

委員

委員

書記

教 育 委 員 会 日 程

日 時：令和 7 年 4 月 3 日（木）

午前 9 時 3 0 分～

場 所：加悦保健センター 2 階農事相談室

日程第 1 会議録署名委員の指名

樋口委員 植田委員

日程第 2 確認事項

会議録の確認

日程第 3 教育長の報告

日程第 4 審議事項

議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

令和 7 年 3 月与謝野町議会定例会の議決を経るべき
議案に対する意見照会について

・与謝野町立学校給食センター新築工事（建築工事）

請負契約の締結について

・与謝野町立学校給食センター新築工事（機械設備工事）

請負契約の締結について

・与謝野町立学校給食センター新築工事（電気設備工事）

請負契約の締結について

議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて

与謝野町教育支援委員会規則の一部改正について

議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについて

与謝野町立三河内郷土資料室条例施行規則等の一部改正
について

議案第 4 号 与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則一部改正

について

日程第 5 報告事項

報告第 1 号 与謝野町給食食物アレルギー対応検討委員会設置規程
の一部改正について

報告第 2 号 与謝野町学童保育の実施及び学童保育所の設置に関する
条例施行規則の一部改正について

報告第3号 与謝野町放課後児童健全育成事業運営要綱の一部改正
について

報告第4号 与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区保存活用団体活
動補助金交付要綱の一部改正について

報告第5号 令和7年度社会教育の重点（案）について

日程第6 その他

◇今後の予定について

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 7 年 3 月与謝野町議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見
照会について

与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 1 8 年与謝野町教育
委員会規則第 5 号）第 3 条第 1 項の規定により教育委員会の権限に属する事項
について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定によりこれを
報告し、承認を求める。

令和 7 年 4 月 3 日提出

与謝野町教育委員会

教育長 長 島 雅 彦

提案理由

令和 7 年 3 月与謝野町議会定例会への提出議案に関し、地方教育行政の組織
及び運営に関する法律第 2 9 条に基づく町長からの意見聴取について、教育委
員会を招集する時間的余裕がなかったため、与謝野町教育委員会教育長に対す
る事務委任規則の規定により専決処分したので、これを報告し、承認を求める
ものである。

専決第 2 号

専決処分書

与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 18 年与謝野町教育委員会規則第 5 号）第 3 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 13 日

与謝野町教育委員会
教育長 長 島 雅 彦

別紙

令和7年3月与謝野町議会定例会の議決を経るべき議案に
対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和7年3月11日付6与総第710号で意見を求められました令和7年3月与謝野町議会定例会に提出される当委員会関係議案に対する意見は、下記のとおりであります。

記

- 1 与謝野町立学校給食センター新築工事（建築工事）請負契約の締結について
- 2 与謝野町立学校給食センター新築工事（機械設備工事）請負契約の締結について
- 3 与謝野町立学校給食センター新築工事（電気設備工事）請負契約の締結について

以上3件について、異議ありません。

議案第43号

与謝野町立学校給食センター新築工事（建築工事）請負契約の締結について

与謝野町立学校給食センター新築工事（建築工事）請負契約を、次のとおり締結するものとする。

令和7年3月13日提出

与謝野町長 山 添 藤 真

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 与謝野町立学校給食センター新築工事（建築工事） |
| 2 契約の場所 | 京都府与謝郡与謝野町字岩屋地内 |
| 3 契約の金額 | 金1,006,500,000円 |
| 4 契約の相手方 | 京都府与謝郡与謝野町字男山800番地の1
安田建設株式会社
代表取締役 安田 昌司 |

提案理由

与謝野町立学校給食センター新築工事（建築工事）に係る請負契約を締結するに当たり、その予定価格が5,000万円以上となるため、与謝野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年与謝野町条例第53号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 4 4 号

与謝野町立学校給食センター新築工事（機械設備工事）請負契約の
締結について

与謝野町立学校給食センター新築工事（機械設備工事）請負契約を、次のと
おり締結するものとする。

令和 7 年 3 月 1 3 日提出

与謝野町長 山 添 藤 真

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 与謝野町立学校給食センター新築工事（機械設備工事） |
| 2 契約の場所 | 京都府与謝郡与謝野町字岩屋地内 |
| 3 契約の金額 | 金 9 8 1 , 2 0 0 , 0 0 0 円 |
| 4 契約の相手方 | 京都府与謝郡与謝野町字弓木 1 3 8 番地 1
株式会社山添電気
代表取締役 山添 宏明 |

提案理由

与謝野町立学校給食センター新築工事（機械設備工事）に係る請負契約を締結するに当たり、その予定価格が 5, 0 0 0 万円以上となるため、与謝野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 8 年与謝野町条例第 5 3 号）第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第45号

与謝野町立学校給食センター新築工事（電気設備工事）請負契約の
締結について

与謝野町立学校給食センター新築工事（電気設備工事）請負契約を、次のと
おり締結するものとする。

令和7年3月13日提出

与謝野町長 山 添 藤 真

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 与謝野町立学校給食センター新築工事（電気設備工事） |
| 2 契約の場所 | 京都府与謝郡与謝野町字岩屋地内 |
| 3 契約の金額 | 金274,857,000円 |
| 4 契約の相手方 | 京都府与謝郡与謝野町字三河内22番地の8
株式会社山田電気商会
代表取締役 山田 孝生 |

提案理由

与謝野町立学校給食センター新築工事（電気設備工事）に係る請負契約を締結するに当たり、その予定価格が5,000万円以上となるため、与謝野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年与謝野町条例第53号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

工 事 概 要

1. 工事名 与謝野町立学校給食センター新築工事（建築工事）

2. 工事場所 与謝野町字岩屋地内（旧岩屋小学校校舎跡地）

3. 工事内容 給食施設新築建築工事

構 造	鉄骨造 一部2階建て
延床面積	1,626.71㎡（内、ポンプ室10.02㎡）
延床面積 （センター本体）	1,616.69㎡（1階 1,392.89㎡） （2階 223.80㎡）
建築面積	1,615.50㎡（内、ポンプ室10.02㎡）
1階主要室	厨房諸室、事務室、機械室ほか
2階主要室	調理員用諸室（更衣室、休憩室ほか）
屋 上	室外機、外調機、キュービクルほか
仕 上 げ	屋根（片勾配屋根：カラーガルバリウム鋼板 瓦棒） （陸屋根：塩ビシート防水）
	外壁（サンドイッチパネル、サイディング、鋼板）
その他	上記工事に伴う外構工事一式

4. 契約事項

- (1) 工事請負額 1,006,500,000円
 請負工事価格 915,000,000円
 消費税相当額 91,500,000円
- (2) 契約の方法 条件付一般競争入札
- (3) 工 期 令和8年6月30日
- (4) 契約保証金 100,650,000円（契約金額の10%以上）
- (5) 前 金 払 契約金額の4割以内の額
- (6) 部 分 払 工期中3回まで（令和7年度2回、令和8年度1回）

5. 工事費の財源内訳

(単位：円)

項目	区分	金額	摘要
財源内訳	起債	779,000,000	過疎対策事業債
	その他	227,476,000	・学校施設環境改善交付金 (62,300千円) ・与謝野町宮津市中学校組 合負担金(165,176千円)
	一般財源	24,000	
合計		1,006,500,000	

6. 入札参加業者

安田建設株式会社
以上1者

工 事 概 要

1. 工 事 名 与謝野町立学校給食センター新築工事（機械設備工事）
2. 工事場所 与謝野町字岩屋地内
3. 工事内容 機械設備工事概要
 厨房設備、給排水設備、蒸気設備、空気調和設備、排水処理設備等、新築工事に伴う機械設備工事

4. 契約事項

- (1) 工事請負額 981,200,000円
 請負工事価格 892,000,000円
 消費税相当額 89,200,000円
- (2) 契約の方法 条件付一般競争入札
- (3) 工 期 令和8年6月30日
- (4) 契約保証金 98,120,000円（契約金額の10%以上）
- (5) 前 金 払 契約金額の4割以内の額

5. 工事費の財源内訳 (単位：円)

項 目	区 分	金 額	摘 要
財源内訳	起 債	759,400,000	過疎対策事業債
	そ の 他	221,725,000	・学校施設環境改善交付金 (60,700千円) ・与謝野町宮津市中学校組 合負担金(161,025千円)
	一 般 財 源	75,000	
合 計		981,200,000	

6. 入札参加業者

株式会社山添電気	株式会社山田電気商会
以上2者	

工 事 概 要

1. 工 事 名 与謝野町立学校給食センター新築工事（電気設備工事）
2. 工事場所 与謝野町字岩屋地内
3. 工事内容 電気設備工事概要
受変電設備、電灯設備、動力設備、構内配線線路、構内通信線路等、新築工事に伴う電気設備工事
4. 契約事項
- (1) 工事請負額 274,857,000円
請負工事価格 249,870,000円
消費税相当額 24,987,000円
- (2) 契約の方法 条件付一般競争入札
- (3) 工 期 令和8年6月30日
- (4) 契約保証金 27,485,700円（契約金額の10%以上）
- (5) 前 金 払 契約金額の4割以内の額
- (6) 部 分 払 工期中3回まで（令和7年度2回、令和8年度1回）

5. 工事費の財源内訳 (単位：円)

項 目	区 分	金 額	摘 要
財源内訳	起 債	212,700,000	過疎対策事業債
	そ の 他	62,107,000	・学校施設環境改善交付金 (17,000千円) ・与謝野町宮津市中学校組 合負担金(45,107千円)
	一 般 財 源	50,000	
合 計		274,857,000	

6. 入札参加業者

株式会社山田電気商会	山崎電気株式会社
株式会社橋本電気商会	株式会社山添電気
以上4者	

与謝野町立学校給食センター新築工事（建築工事・機械設備工事・電気設備工事）
＜建物外観イメージ＞



北東面外観



東面外観



北面外観



北東面鳥瞰



南西面外観

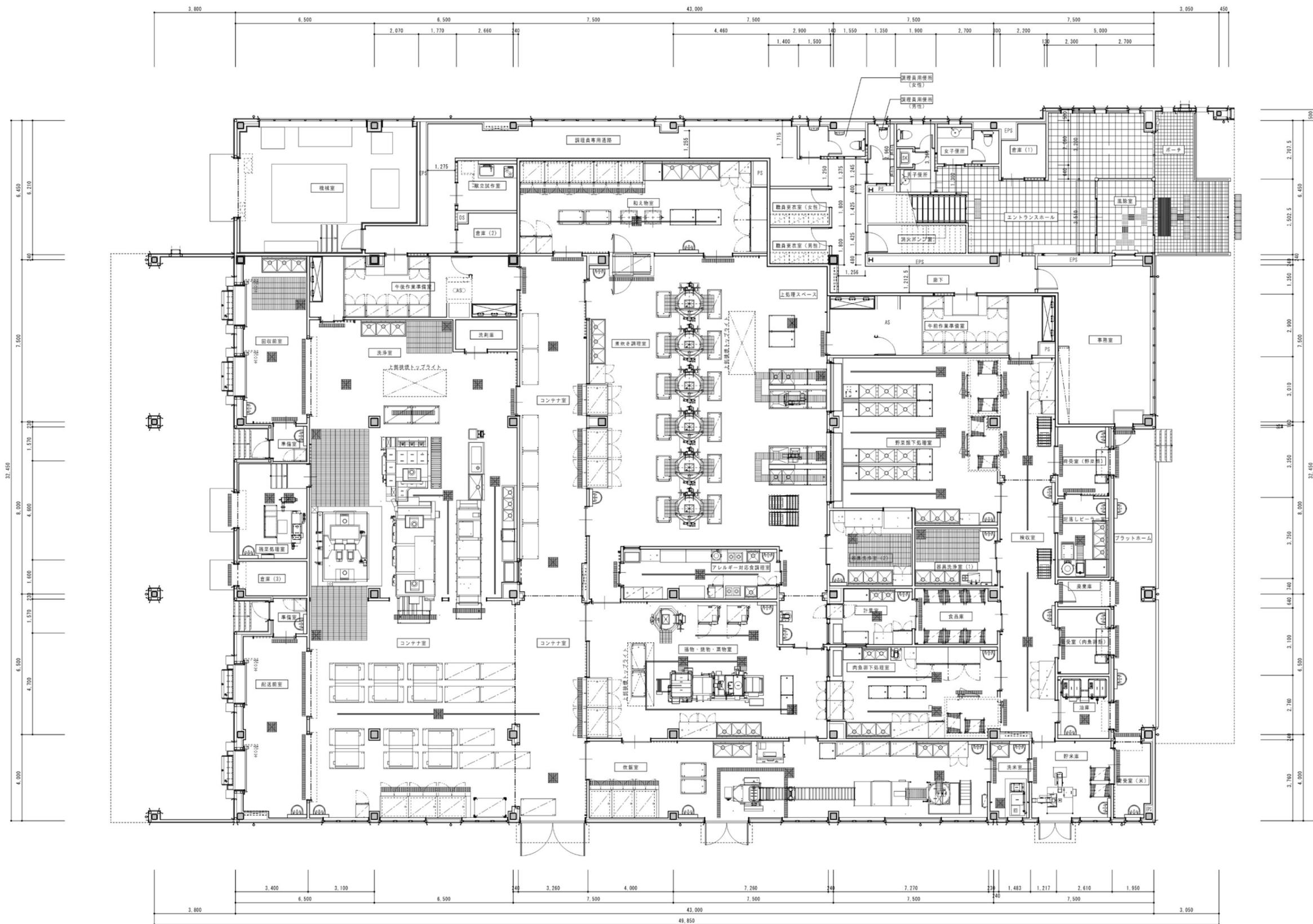


南面外観

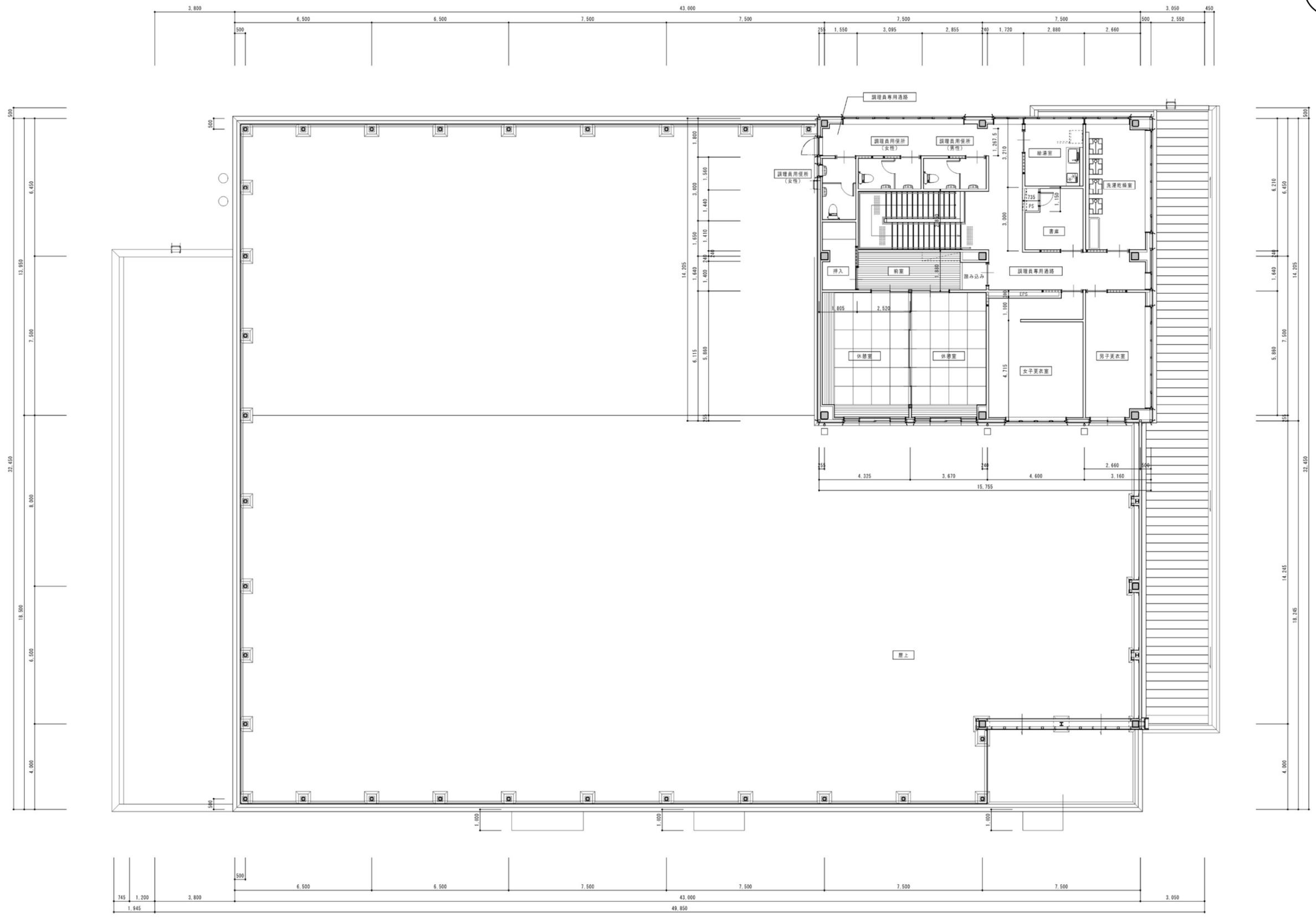
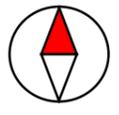
与謝野町立学校給食センター新築工事（建築工事・機械設備工事・電気設備工事）
 <配置図>



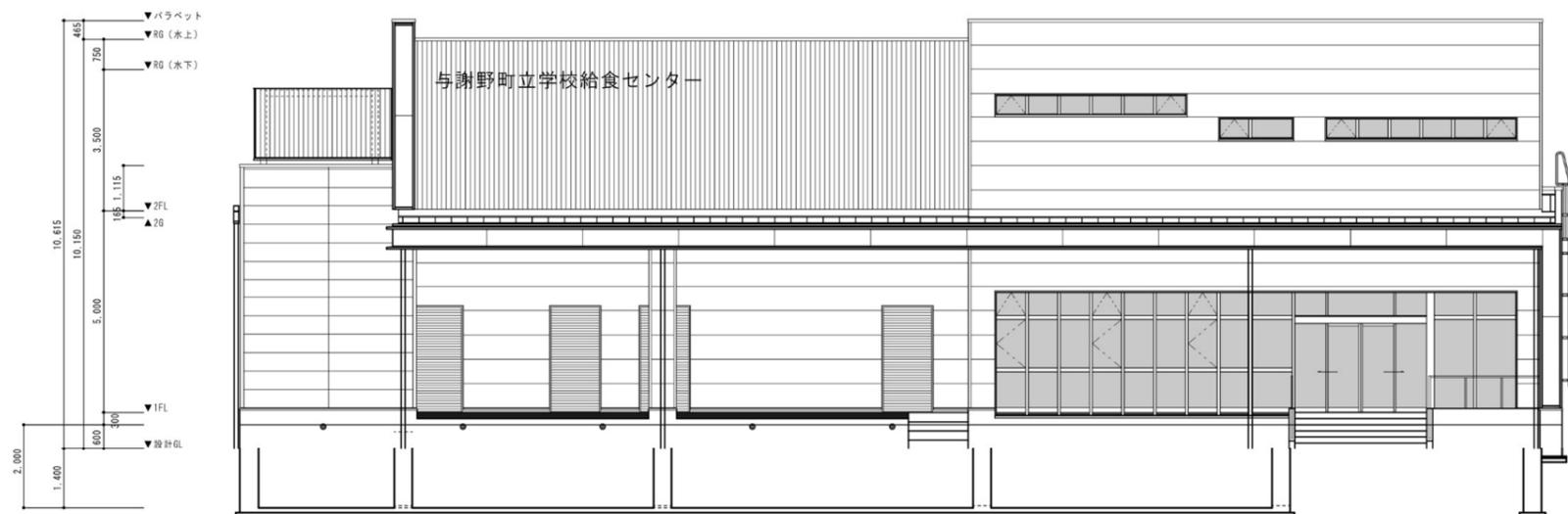
与謝野町立学校給食センター新築工事（建築工事・機械設備工事・電気設備工事）
＜1階平面図＞



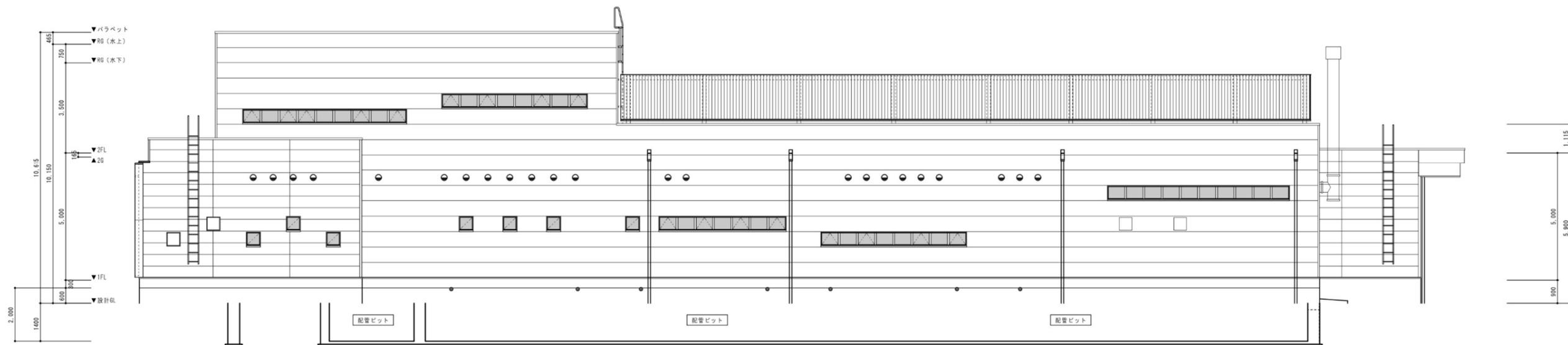
与謝野町立学校給食センター新築工事（建築工事・機械設備工事・電気設備工事）
 <2階平面図>



与謝野町立学校給食センター新築工事（建築工事・機械設備工事・電気設備工事）
＜立面図＞

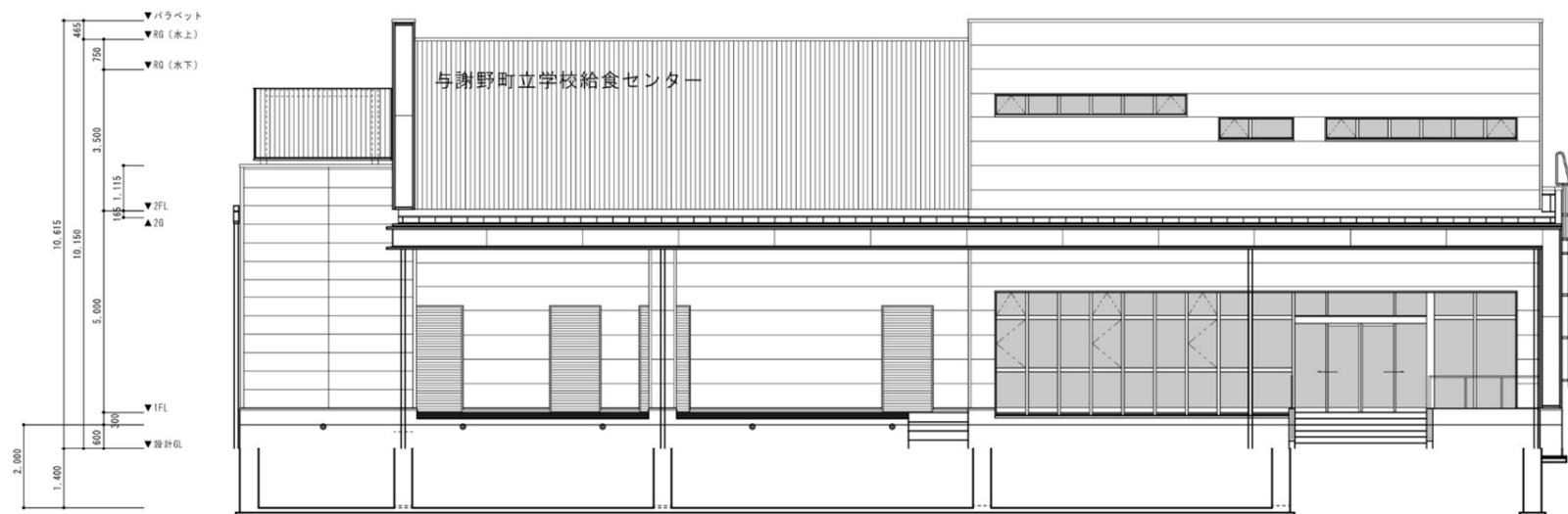


東立面図 S=1:100

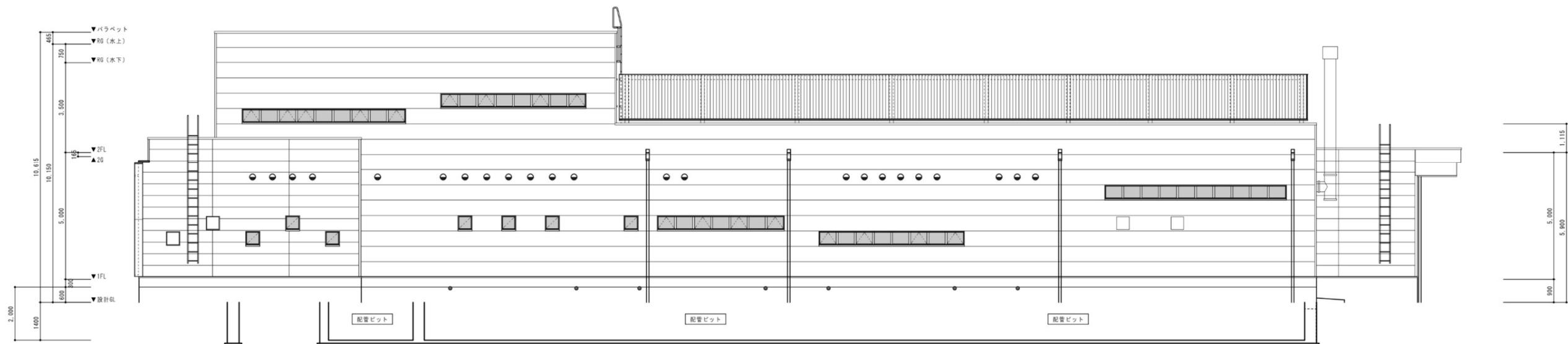


北立面図 S=1:100

与謝野町立学校給食センター新築工事（建築工事・機械設備工事・電気設備工事）
＜立面図＞

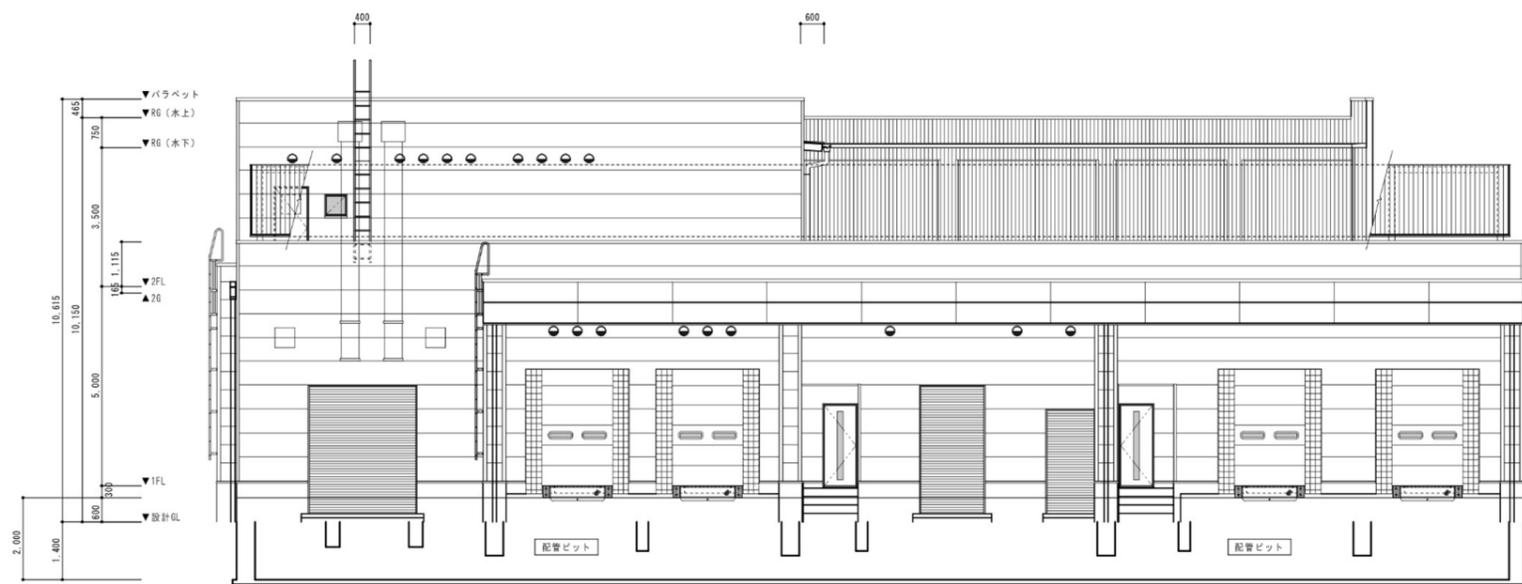


東立面図 S=1:100

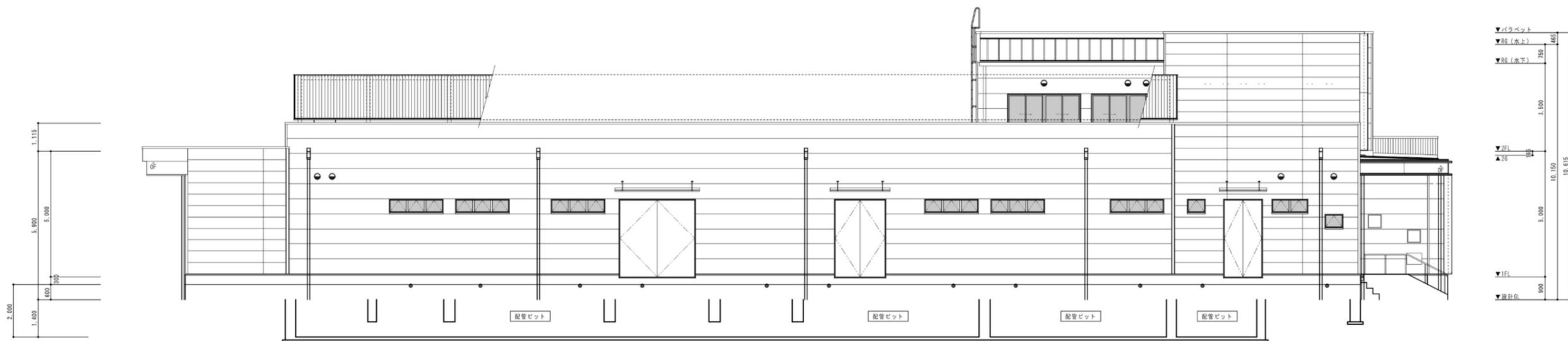


北立面図 S=1:100

与謝野町立学校給食センター新築工事（建築工事・機械設備工事・電気設備工事）
＜立面図＞

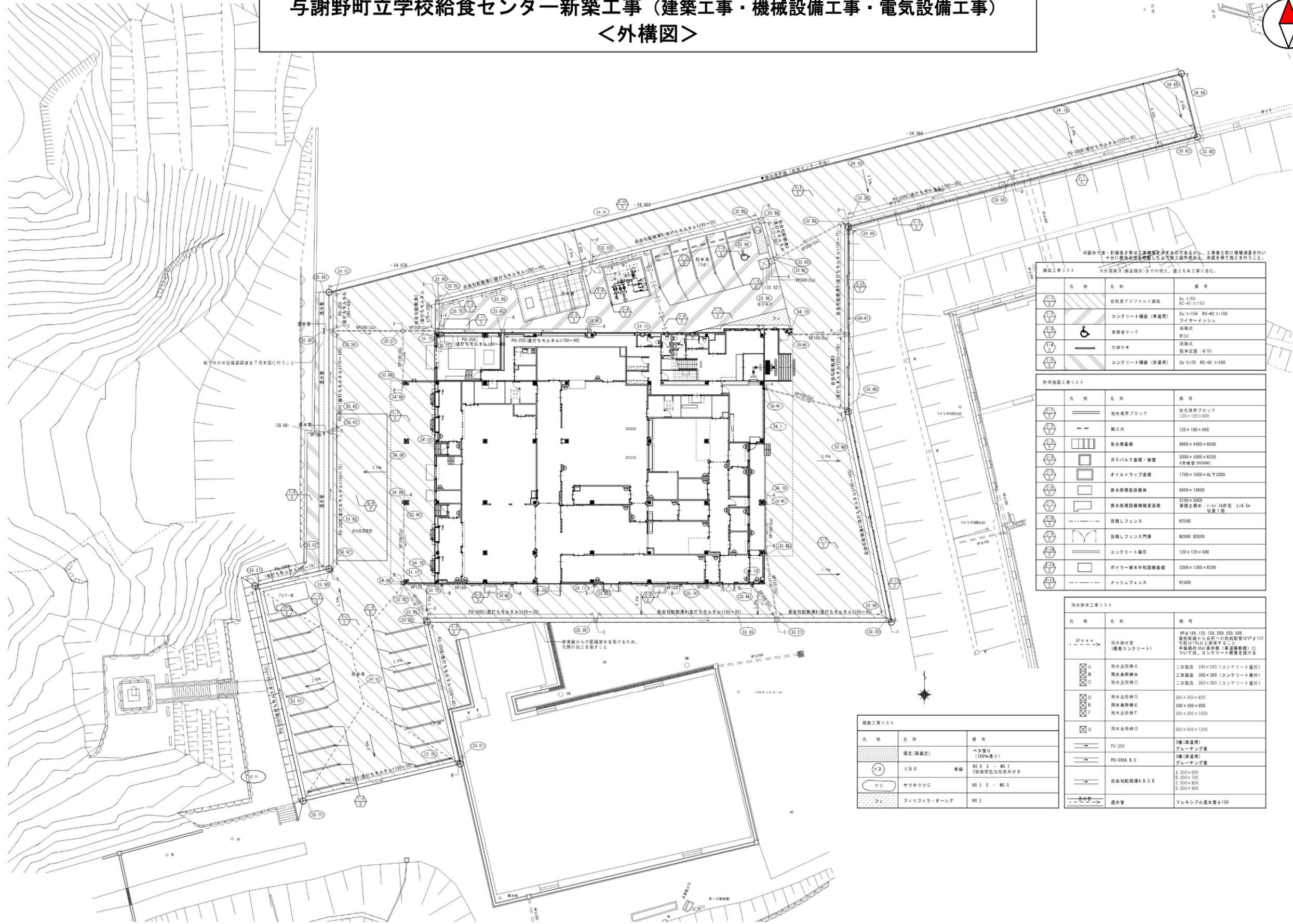
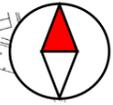


西立面図 S=1:100



南立面図 S=1:100

与謝野町立学校給食センター新築工事（建築工事・機械設備工事・電気設備工事）
 <外構図>



舗装工事リスト

※計画高さ(舗装厚)までの切土、盛土も本工事に含む。

凡例	名称	備考
	密着アスファルト舗装	A ₁ :t=50 RC-40:t=150
	コンクリート舗装(歩道用)	Co:t=150 RC-40:t=150 ワイヤメッシュ
	身体障害者マーク	溝陥式 W150
	点字ブロック	溝陥式 設置区画:W150
	コンクリート舗装(歩道用)	Co:t=70 RC-40:t=100

附属施設工事リスト

凡例	名称	備考
	地先境界ブロック	地先境界ブロック 120×120×600
	止り線	120×180×600
	受水溝基礎	8900×4400×H500
	ガスバルブ基礎・埋置	5000×5000×H250 3方埋置(H2000)
	オイルトラップ基礎	1700×1000×6L下2000
	排水処理施設躯体	6600×19000
	排水処理施設機械室基礎	3100×5600 鋼筋土留め:シート4枚型 L=8.5m 保護1段
	目隠しフェンス	H2500
	目隠しフェンス門扉	W2000 H2000
	コンクリート舗装	120×120×600
	ボイラー排水中絶設備基礎	3300×1300×H200
	メッシュフェンス	H1800

雨水排水工事リスト

凡例	名称	備考
	雨水排水管 (継ぎコンクリート)	VPφ100 125, 150, 200, 250, 300 建築物から合流への接続管はVPφ100 勾配は1%以上確保すること 管径φ150(継ぎ部)は赤銅(継ぎ部耐蝕)に しては、コンクリート継ぎ部を設ける
	雨水会所A	二次製品 240×240(コンクリート置付)
	雨水会所B	二次製品 300×300(コンクリート置付)
	雨水会所C	二次製品 360×360(コンクリート置付)
	雨水会所D	300×300×600
	雨水会所E	300×300×600
	雨水会所F	300×300×1000
	雨水会所G	500×500×1200
	PU-250	3種(歩道用) グレーチング蓋
	PU-300A, B, C	3種(歩道用) グレーチング蓋
	自由勾配側溝A, B, C, D	A:300×600 B:300×700 C:300×800 D:300×900
	透水管	フレキシブル透水管φ150

植栽工事リスト

凡例	名称	備考
	高さ(高草芝)	ベタ張り (100%覆り)
	ソコゴ	常緑 H2.5 C - H0.7 2層構造型支柱木付き
	サツキツツジ	H0.3 C - H0.5
	フィリフェラ・オーレア	H0.2

議案第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 18 年与謝野町教育委員会規則第 5 号）第 3 条第 1 項の規定により教育委員会の権限に属する事項について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 4 月 3 日提出

与謝野町教育委員会
教育長 長 島 雅 彦

提案理由

与謝野町立幼稚園については全て閉園しており、また、与謝野町立保育所についても令和 7 年 3 月 31 日をもって全て閉所することに伴い、与謝野町教育支援委員会規則の一部を改正する必要があるところ、同規則の一部改正について与謝野町教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則の規定により専決処分したので、これを与謝野町教育委員会に報告し、承認を求めるものである。

専決第3号

専決処分書

与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成18年与謝野町教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により、与謝野町教育支援委員会規則の一部を改正する規則を別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月28日

与謝野町教育委員会

教育長 長 島 雅 彦

与謝野町教育委員会規則第1号

与謝野町教育支援委員会規則の一部を改正する規則

与謝野町教育支援委員会規則（平成18年与謝野町教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「保育所の保育士」を「こども園の保育教諭」に、「
、中学校及び幼稚園」を「及び中学校」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議案第2号資料

与謝野町教育支援委員会規則(平成18年与謝野町教育委員会規則第16号)新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(組織)</p> <p>第4条 委員会の委員は、教育委員会が委嘱し、又は任命する、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 与謝野町立の<u>保育所の保育士</u>、<u>小学校、中学校及び幼稚園</u>の教職員</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(組織)</p> <p>第4条 委員会の委員は、教育委員会が委嘱し、又は任命する、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 与謝野町立の<u>こども園の保育教諭</u>、<u>小学校及び中学校</u>の教職員</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>

議案第3号

専決処分の承認を求めることについて

与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成18年与謝野町教育委員会規則第5条）第3条第1号の規定により教育委員会の権限に属する事項について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年4月3日提出

与謝野町教育委員会

教育長 長 島 雅 彦

提出理由

与謝野町立こども園の開園に伴い、与謝野町立三河内郷土資料室条例施行規則等の一部を改正する必要があったところ、同規則の一部改正について与謝野町教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則の規定により専決処分をしたので、これを与謝野町教育委員会に報告し、承認を求めるものである。

専決第4号

専決処分書

与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成18年与謝野町教育委員会規則第5条）第3条第1号の規定により、与謝野町立三河内郷土資料室条例施行規則等の一部を改正する規則を別紙のとおり専決処分する。

令和7年4月3日提出

与謝野町教育委員会

教育長 長 島 雅 彦

与謝野町教育委員会規則第2号

与謝野町立三河内郷土資料室条例施行規則等の一部を改正する規則

(与謝野町立三河内郷土資料室条例施行規則の一部改正)

第1条 与謝野町立三河内郷土資料室条例施行規則（平成18年与謝野町教育委員会規則第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「及び中学校の」を「、中学校、幼稚園及びこども園による」に、「幼稚園及び保育所」を「保育所及びこども園」に改める。

(加悦椿文化資料館条例施行規則の一部改正)

第2条 加悦椿文化資料館条例施行規則（平成18年与謝野町教育委員会規則第38号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「及び幼稚園の」を「、幼稚園及びこども園による」に、「保育所（園）」を「保育所及びこども園」に改める。

(与謝野町立江山文庫条例施行規則の一部改正)

第3条 与謝野町立江山文庫条例施行規則（平成18年与謝野町教育委員会規則第39号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号ア中「及び幼稚園の」を「、幼稚園及びこども園による」に、「保育所（園）」を「保育所及びこども園」に改める。

(与謝野町立農村文化保存伝習センター条例施行規則の一部改正)

第4条 与謝野町立農村文化保存伝習センター条例施行規則（平成18年与謝野町教育委員会規則第48号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「及び幼稚園の」を「、幼稚園及びこども園による」に、「保育所（園）」を「保育所及びこども園」に改める。

(与謝野町立古墳公園条例施行規則の一部改正)

第5条 与謝野町立古墳公園条例施行規則（平成18年与謝野町教育委員会規則第49号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「及び幼稚園の」を「、幼稚園及びこども園による」に、「保育所（園）」を「保育所及びこども園」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

与謝野町立古墳公園条例施行規則(平成18年与謝野町教育委員会規則第49号)新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(入園入館料等の減免)</p> <p>第7条 条例第9条の規定により、入園入館料又は使用料を減免できる場合及び減免額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 町内の小学校、中学校及び幼稚園の _____ 教育活動又は<u>保育所(園)</u> _____ による保育活動のため入館するとき 全額</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(入園入館料等の減免)</p> <p>第7条 条例第9条の規定により、入園入館料又は使用料を減免できる場合及び減免額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 町内の小学校、中学校、<u>幼稚園及びこども園</u>による教育活動又は<u>保育所及びこども園</u>による保育活動のため入館するとき 全額</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>

与謝野町立江山文庫条例施行規則(平成18年与謝野町教育委員会規則第39号)新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(入館料等の減免)</p> <p>第7条 条例第10条の規定による入館料等を減免できる場合及び減免額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 入館料</p> <p>ア 町内の小学校、中学校及び幼稚園の_____教育活動又は保育所(園)_____による保育活動のため入館するとき 全額</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(入館料等の減免)</p> <p>第7条 条例第10条の規定による入館料等を減免できる場合及び減免額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 入館料</p> <p>ア 町内の小学校、中学校、<u>幼稚園及びこども園による教育活動又は保育所及びこども園による保育活動のため入館するとき</u> 全額</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>

与謝野町立農村文化保存伝習センター条例施行規則(平成18年与謝野町教育委員会規則第48号)新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(使用料等の減免)</p> <p>第7条 条例第7条の規定による使用料及び入館料(以下「使用料等」という。)を減免できる場合及び減免額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 町内の小学校、中学校及び幼稚園の_____教育活動又は保育所(園)_____による保育活動のため入館又は利用するとき 全額</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(使用料等の減免)</p> <p>第7条 条例第7条の規定による使用料及び入館料(以下「使用料等」という。)を減免できる場合及び減免額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 町内の小学校、中学校、<u>幼稚園及びこども園による教育活動又は保育所及びこども園による保育活動のため入館又は利用するとき</u> 全額</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>

議案第 4 号

与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について

与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則
を別紙のように定める。

令和 7 年 4 月 3 日提出

与謝野町教育委員会

教育長 長 島 雅 彦

提案理由

教育事務を進める中で、現状に即した内容とするため、所要の改正を行う
ものである。

与謝野町教育委員会規則第3号

与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則（令和18年与謝野町教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号を第7号とし、第10号を削り、第11号を第8号とし、第12号から第16号までを3号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第4号資料

与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成18年与謝野町教育委員会規則第5号)新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(委任事務)</p> <p>第1条 与謝野町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第25条第1項の規定に基づき、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>1件50万円を超える教育財産の取得及び処分を申し出る</u> <u>こと。</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>公民館長、図書館長及び生涯学習センター知遊館長の任</u> <u>免を行うこと。</u></p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>(10) <u>1件300万円以上の工事の計画を策定すること。</u></p> <p>(11)～(16) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(委任事務)</p> <p>第1条 与謝野町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第25条第1項の規定に基づき、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) _____</p> <p>_____</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) _____</p> <p>_____</p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>(10) _____</p> <p>(11)～(16) (略)</p> <p>2 (略)</p>

○与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則

平成18年3月1日

教育委員会規則第5号

改正 平成18年5月19日教委規則第51号

平成21年6月23日教委規則第6号

平成27年3月25日教委規則第3号

(委任事務)

第1条 与謝野町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定に基づき、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
- (2) 教育施設の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 1件50万円を超える教育財産の取得及び処分を申し出ること。
- (4) 府費負担教職員の懲戒並びに府費負担教職員である校長及び教頭の任免その他の進退について内申すること。
- (5) 府費負担教職員のサービスの監督の一般方針を定めること。
- (6) 前2号に定めるもののほか、人事の一般方針を定め、及び懲戒を行うこと。
- (7) 公民館長、図書館長及び生涯学習センター知遊館長の任免を行うこと。
- (8) 職員の任免を行うこと。
- (9) 教育施設の敷地を選定すること。
- (10) 1件300万円以上の工事の計画を策定すること。
- (11) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (12) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること。
- (13) 社会教育委員、公民館運営審議会委員及び図書館協議会委員を委嘱すること。
- (14) 校長、教員その他教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (15) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又は変更すること。
- (16) 教科内容及びその一般方針を定めること。

2 教育長は、前項の規定により委任された事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

(委任事務の特例)

第2条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について、重要かつ異例の事態が生じたときは、教育委員会の決定によることができる。

(教育長の専決)

第3条 教育長は、第1条各号の事項について緊急処理の必要があり、かつ、教育委員会を招集する時間的余裕がないと認められるときは、当該事項を専決処分することができる。

2 教育長は、前項の規定により専決した事項については次回の教育委員会にこれを報告し、承認を得なければならない。

附 則

この規則は、平成18年3月1日から施行する。

附 則 (平成18年5月19日教委規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年6月23日教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月25日教委規則第3号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正に伴う経過措置)

5 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。)附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この規則による改正後の与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則第1条の規定は適用せず、改正前の与謝野町教育委員会教育長に対する事務委任規則の第1条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「第26条第1項」とあるのは、「第25条第1項」とする。

与謝野町訓令第2号

与謝野町立給食食物アレルギー対応検討委員会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月26日

与謝野町長 山 添 藤 真

与謝野町立給食食物アレルギー対応検討委員会設置規程の一部を改正する訓令

与謝野町給食食物アレルギー対応検討委員会設置規程（平成26年与謝野町訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「幼稚園、保育所」を「こども園」に、「乳児、幼児」を「園児」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

与謝野町給食食物アレルギー対応検討委員会設置規程(平成26年与謝野町訓令第2号)新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(設置)</p> <p>第1条 与謝野町立<u>幼稚園、</u>保育所、小学校及び中学校並びに与謝野町宮津市中学校組合立橋立中学校(以下「学校等」という。)における<u>乳児、</u>幼児、児童及び生徒(以下「児童生徒等」という。)の給食における食物アレルギーの対応を検討するため、与謝野町給食食物アレルギー対応検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 与謝野町立<u>こども園</u>____、小学校及び中学校並びに与謝野町宮津市中学校組合立橋立中学校(以下「学校等」という。)における<u>園児</u>____、児童及び生徒(以下「児童生徒等」という。)の給食における食物アレルギーの対応を検討するため、与謝野町給食食物アレルギー対応検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。</p>

報告第2号資料

与謝野町学童保育の実施及び学童保育所の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

与謝野町長

与謝野町規則第10号

与謝野町学童保育の実施及び学童保育所の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

与謝野町学童保育の実施及び学童保育所の設置に関する条例施行規則（平成18年与謝野町規則第59号）の一部を次のように改正する。

第4条の表中「80人」の次に「（長期休業期間中は、おおむね90人）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

与謝野町学童保育の実施及び学童保育所の設置に関する条例施行規則(平成18年与謝野町規則第59号)新旧対照表

現 行		改 正 案	
(定員) 第4条 学童保育所の定員は、次の表のとおりとする。		(定員) 第4条 学童保育所の定員は、次の表のとおりとする。	
名称	定員	名称	定員
岩滝学童保育所	80人	岩滝学童保育所	80人(長期休業期間中は、おおむね90人)
市場学童保育所	30人	市場学童保育所	30人
山田学童保育所	30人	山田学童保育所	30人

与謝野町教育委員会告示第5号

与謝野町放課後児童健全育成事業運営要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月25日

与謝野町教育委員会
教育長 長 島 雅 彦

与謝野町放課後児童健全育成事業運営要綱の一部を改正する告示

与謝野町放課後児童健全育成事業運営要綱（令和6年与謝野町教育委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「70人」を「80人」に、「夏季」を「長期」に改め、「80人」の次に「（長期休業期間中は、おおむね90人）」を加える。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

与謝野町放課後児童健全育成事業運営要綱(令和6年与謝野町教育委員会告示第8号)新旧対照表

現 行				改 正 案			
別表第1(第2条、第5条関係)				別表第1(第2条、第5条関係)			
名称	開設場所	定員	対象児童	名称	開設場所	定員	対象児童
加悦学童保育所	加悦798番地 (旧かやこども園内)	70人(夏季休業期間中は、おおむね90人)	加悦小学校区在住の児童	加悦学童保育所	加悦798番地 (旧かやこども園内)	80人(長期休業期間中は、おおむね90人)	加悦小学校区在住の児童
岩滝学童保育所	岩滝856番地6	80人	岩滝小学校区在住の児童	岩滝学童保育所	岩滝856番地6	80人(長期休業期間中は、おおむね90人)	岩滝小学校区在住の児童
三河内学童保育所	三河内1919番地2	15人	三河内小学校区在住の児童	三河内学童保育所	三河内1919番地2	15人	三河内小学校区在住の児童
市場学童保育所	幾地910番地1	30人	市場小学校区在住の児童	市場学童保育所	幾地910番地1	30人	市場小学校区在住の児童
市場第二学童保育所	四辻759番地3	20人		市場第二学童保育所	四辻759番地3	20人	
山田学童保育所	下山田376番地8	30人	山田小学校区在住の児童	山田学童保育所	下山田376番地8	30人	山田小学校区在住の児童
石川学童保育所	石川685番地1	20人	石川小学校区在住の児童	石川学童保育所	石川685番地1	20人	石川小学校区在住の児童

与謝野町教育委員会告示第6号

与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区保存活用団体活動補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月25日

与謝野町教育委員会
教育長 長 島 雅 彦

与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区保存活用団体活動補助金交付要綱の一部を改正する告示

与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区保存活用団体活動補助金交付要綱（令和2年与謝野町教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「補助金額」を「補助限度額」に改め、同条第3項中「とし、30万円を限度」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
保存地区の美化及び環境保全に関する事業	「ちりめん街道滞在交流マスタープラン実施計画」の重点事業 I ②(1)①又は②に掲げる事業	10分の10	60万円
	町並みの美化及び環境保全のための取組並びに町並みの保存のために必要な知識	3分の2	30万円

	の向上等を目的とした研修会又は学習会の開催に要する経費	
保存地区の防災及び減災に関する事業	保存地区における防災設備の整備並びに防災学習会等の開催による防災の知識及び技能の向上を目的とした取組に要する経費	
保存地区の後継者及び空き家対策に関する事業	保存地区の後継者及び空き家対策に関する取組並びにこれらに必要な知識の向上を目的とした研修会又は学習会の開催に要する経費	
保存地区での滞在交流促進に関する事業	イベントの開催その他滞在交流促進に関する取組に要する経費	2分の1

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区保存活用団体活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区保存活用団体活動補助金（以下「補助金」という。）の交付について、与謝野町補助金等の交付に関する規則（平成18年与謝野町規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、与謝野町加悦の伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）内で行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区保存計画に基づき組織された団体であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) おおむね100人以上の構成員を有し、その3分の1以上が保存地区内の住民である団体
- (2) 主に保存地区内で保存地区全体に関する公益的な活動を自主的に行っている団体
- (3) 運営及び会計に関する規程が整備されている団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。

- (1) 営利を目的とする団体
- (2) 宗教活動又は政治活動を行う団体
- (3) 町から運営費の補助を受けている団体
- (4) 暴力団又は暴力団の構成員の統制下にある団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が不相当と認める団体

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区保存計画に基づき実施される次に掲げる事業とする。

- (1) 保存地区の美化及び環境保全に関する事業
- (2) 保存地区の防災及び減災に関する事業
- (3) 保存地区の後継者及び空き家対策に関する事業
- (4) 保存地区での滞在交流促進に関する事業
- (5) その他教育長が特に認める事業

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表に定めるところによる。ただし、次に掲げる経費については、補助対象としない。

- (1) 人件費
- (2) 食糧費
- (3) 備品（3万円以上のものであって他の事業に流用可能なものをいう。）の購入費
- (4) 金券
- (5) 事業に直接関係のない経費
- (6) その他教育長が適当でないと認める経費

2 前項の規定にかかわらず、教育長は、補助対象事業に対し、国、府その他町以外の機関から補助があるときは、当該補助される額に応じ、前項の補助金の額を減額することができる。

3 第1項の規定による補助金は、一の年度につき1回限りとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「交付申請者」という。）は、別に定める交付申請書に事業計画書、収支予算書その他教育長が定める書類を添えて教育長に提出しなければならない。

(事前着手)

第6条 交付申請者は、補助金の交付決定前に補助対象事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により補助金の交付決定前に補助対象事業を実施しようとする場合において、事前着手届を教育長に提出し、受理されたときは、この限りでない。

(交付決定)

第7条 教育長は、第5条の規定による交付申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査の上、補助金を交付することが適当と認める場合は、交付決定通知書により交付申請者に通知するものとする。

(変更承認交付申請)

第8条 補助金の交付決定を受けた交付申請者（以下「交付決定者」という。）は、前条の規定により交付決定通知を受けた事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ別に定める変更承認申請書を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、事業完了後、実績報告書に収支決算書その他教育長が必要と認める書類を添えて教育長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 教育長は、前条の実績報告書の提出があったときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第11条 補助金は、前条の規定による補助金額の確定後に支払うものとする。ただし、教育長が必要と認めた場合は、補助金の交付決定後に概算払により支払うことができる。

(交付決定の取消し)

第12条 教育長は、交付決定者が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付決定の内容若しくは条件その他法令等に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 教育長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日教委告示第11号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月25日教委告示第6号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
保存地区の美化及び環境保全に関する事業	「ちりめん街道滞在交流マスタープラン実施計画」の重点事業 I 2 (1) ①又は②に掲げる事業	10分の10	60万円
	町並みの美化及び環境保全のための取組並びに町並みの保存のために必要な知識の向上等を目的とした研修会又は学習会の開催に要する経費	3分の2	30万円
保存地区の防災及び減災に関する事業	保存地区における防災設備の整備並びに防災学習会等の開催による防災の知識及び技能の向上を目的とした取組に要する経費		
保存地区の後継者及び空き家対策に関する事業	保存地区の後継者及び空き家対策に関する取組並びにこれらに必要な知識の向上を目的とした研修会又は学習会の開催に要する経費		
保存地区での滞在交流促進に関する事業	イベントの開催その他滞在交流促進に関する取組に要する経費	2分の1	

与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区保存活用団体活動補助金交付要綱(令和2年与謝野町教育委員会告示第5号)新旧対照表

現 行				改 正 案			
(補助対象経費及び補助金額) 第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助率及び補助金額は、別表に定めるところによる。ただし、次に掲げる経費については、補助対象としない。 (1)・(2)・(3)・(4)・(5)・(6) (略) 2 (略) 3 第1項の規定による補助金は、一の年度につき1回限りとし、 <u>30万円を限度とする。</u> 別表(第4条関係)				(補助対象経費及び補助金額) 第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助率及び補助限度額は、別表に定めるところによる。ただし、次に掲げる経費については、補助対象としない。 (1)・(2)・(3)・(4)・(5)・(6) (略) 2 (略) 3 第1項の規定による補助金は、一の年度につき1回限りとする。 別表(第4条関係)			
補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助金額	補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
保存地区の美化及び環境保全に関する事業	町並みの美化及び環境保全のための取組並びに町並みの保存のために必要な知識の向上等を目的とした研修会又は学習会の開催に要する経費	3分の2	それぞれの補助対象事業の区分に応じ、当該区分の補助対象経費の額に補助率を乗じた額を合算した額(1,000円未満の端数があるときは、	保存地区の美化及び環境保全に関する事業	「ちりめん街道滞在交流マスタープラン実施計画」の重点事業I 2(1)①又は②に掲げる事業	10分の10	60万円
			1,000円未満の端数があるときは、		町並みの美化及び環境保全のための取組並びに町並みの保存のために必要な知識の向上等を目的とし		
保存地区の防災及び減災に関する事業	保存地区における防災設備の整備並びに防災学習会等の開催					3分の2	30万円

	による防災の知識及び技能の向上を目的とした取組に要する経費		これを切り捨てた額)		た研修会又は学習会の開催に要する経費		
保存地区の後継者及び空き家対策に関する事業	保存地区の後継者及び空き家対策に関する取組並びにこれらに必要な知識の向上を目的とした研修会又は学習会の開催に要する経費			保存地区の防災及び減災に関する事業	保存地区における防災設備の整備並びに防災学習会等による防災の知識及び技能の向上を目的とした取組に要する経費		
保存地区での滞在交流促進に関する事業	イベントの開催その他滞在交流促進に関する取組に要する経費	2分の1		保存地区の後継者及び空き家対策に関する事業	保存地区の後継者及び空き家対策に関する取組並びにこれらに必要な知識の向上を目的とした研修会又は学習会の開催に要する経費		
				保存地区での滞在交流促進に関する事業	イベントの開催その他滞在交流促進に関する取組に要する経費	2分の1	

令和7年度

社会教育の重点



与謝野町教育委員会

社会教育の重点 目次

第2期京都府教育振興プランより	1
与謝野町教育大綱～教育理念～	1
第2次与謝野町総合計画 分野5 教育・スポーツ・文化	1
令和7年度 与謝野町の社会教育が目指す方向性	1
重点1 生涯学習の振興	
1 総合的な生涯学習の環境整備と充実	2
2 身近な学習の場の提供と地域づくりの拠点となる公民館活動の推進	2
3 生涯学習を促進する図書館活動の推進	3
4 高校魅力化についての取組	3
5 社会教育施設の活用	3
重点2 人権教育の推進	
1 一人ひとりの尊厳を大切にする人権教育の推進	4
重点3 地域社会・家庭の教育力の向上	
1 地域社会の教育力の向上	5
2 家庭の教育力の向上	5
重点4 文化芸術の振興	
1 文化芸術活動の促進	6
2 文化芸術に親しむ機会等の充実	6
重点5 文化財の保存と活用	
1 文化財の保存と活用	7
2 文化財関連施設の活用	7
重点6 生涯スポーツの振興	
1 スポーツを親しむ機会の充実	8
2 スポーツの競技力向上	8
3 社会体育施設の活用	8

第2期京都府教育振興プランより

目指す社会教育

人がつながる地域づくり・生涯学習社会の実現

社会教育推進の4つの柱

1. 生涯学習の振興
2. 家庭の教育力の向上
3. 地域社会の教育力の向上
4. 人権教育の推進

与謝野町教育大綱～教育理念～

基本理念

世界中の国や地域で、自らの責務を果たすことができ、自信と思いやり
にあふれ、創造的に未来を開拓する精神をもつ人間をはぐくむ

基本目標

学力・思考力・体力・受容性・社会性・コミュニケーション能力
普遍性・教育環境

第2次与謝野町総合計画 分野5 教育・スポーツ・文化

分野別方針

「魅力ある教育が活力ある人や地域を創るまち」

基本施策

1. 一人ひとりの学ぶ意欲と確かな学力の育成
2. 一人ひとりを大切にする環境づくり
3. 生涯学習社会の実現と人権教育の推進
4. 生涯スポーツ社会の実現
5. 文化財の継承と活用

令和7年度の社会教育を進める上での基本的な考え方

方向性

1. 生涯にわたり、つながり続け、学び続ける地域づくり
2. 持続可能性の追求と、事業・行事の統合整理の推進の両立

説明

生涯学習の推進という社会教育の使命を実現するために、持続可能性の
追求と、事業・行事の統合整理の推進の両立を目指します

重点 1 生涯学習の振興

1. 総合的な生涯学習の環境整備と充実

- (1) 生涯学習を総合的かつ効果的に進めるため、社会教育と学校教育・家庭教育との連携を強化する。
- (2) 青少年や高齢者など生涯の各時期や、障害ある方など様々な方に対応する学習機会を提供する。
- (3) 国際理解、環境保全、障害者等に関する教育など町民の多様な学習ニーズに対応できる学習機会の提供や、郷土愛を育むふるさと学習「よさの学」、教養を身に付ける学習機会の充実に努める。
- (4) 自主的なサークル活動の育成や各種社会教育団体の活動支援を行い、社会教育活動の推進と身近な指導者・学習ボランティアの確保・育成を図る。

2. 身近な学習の場の提供と地域づくりの拠点となる公民館活動の推進

- (1) 中央(地域)公民館・生涯学習センターと地区公民館が相互の連携の強化に努め、互いの役割を明確にしつつ、地域の活性化をめざした活動の推進・充実に努める。
- (2) 地区公民館が町民の身近な学習の場及び地域活動の拠点となり、地域課題に即した学習機会の提供や気軽に参加し交流できる活動に対する支援を実施する。
- (3) 公民館活動を担う人材育成と資質向上のため、公民館関係者の研修と交流を促進する機会を提供する。

3. 生涯学習を促進する図書館活動の推進

- (1) 町民の「学び」を支援する拠点として図書館を運営し、図書、記録等の収集、整理及び保存し、町民のニーズにあった幅広い情報を提供する。
- (2) 府立図書館や京都府北部地域連携都市圏を中核とした他の市町村立図書館と連携し、利用可能な図書の充実を図る。
- (3) 学校との連携強化に努めるとともに読み聞かせボランティア等を育成し、子どもの読書活動を推進する。

4. 高校魅力化についての取組

- (1) 「第2期与謝野町高校魅力化ビジョン」に基づき、町内唯一の高等学校である宮津天橋高等学校加悦谷学舎と協働し、地域とのつながりや保幼小中高の連携を進め、郷土に誇りと愛着を持ち、自信と思いやりにあふれ、地域の未来を創造できる人材を育成する。

5. 社会教育施設の活用

- (1) 生涯学習センター知遊館や中央公民館・地域公民館、図書館及び分室等、社会教育関連施設の適切な維持管理を行う。
- (2) 町の将来人口等も踏まえた適切な社会教育施設の配置について検討を進める。

重点2 人権教育の推進

1. 一人ひとりの尊厳を大切にす人権教育・啓発の推進

- (1) 生命の尊さ、個性の尊重、他人との共生など人権尊重の理念や、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、患者、LGBTQ等に関するさまざまな人権問題についての正しい理解と認識を深めるため、公民館・学校や社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者などの、関係機関・団体等と連携した学習機会の充実を図る。
- (2) 様々な人々の人権意識の向上に努めるとともに、人権教育を担う人材の育成を図る。
- (3) 地域の実情を踏まえた学習教材の充実や学習内容、方法の工夫改善を図る。
- (4) 多様性を尊重し合う共生社会づくりを目指し、計画的な啓発活動や取組を図る。

重点3 地域社会・家庭の教育力の向上

1. 地域社会と連携した青少年教育の推進

- (1) 心身ともに健やかで、豊かな心を持った青少年を育成するため、地域社会全体で子どもを育てる環境づくりに対する支援の充実を図る。
- (2) 地域全体で未来を担う子ども達の学びや成長を支えるため、地域と学校とが連携・協働した活動を推進する。

2. 家庭教育の充実

- (1) 豊かな心をはぐくむ家庭の教育力を高めるため、家庭教育に関する学習機会の提供や支援を図る。
- (2) P T A活動などへの積極的な参加を促進する。

重点 4 文化芸術の振興

1. 文化芸術活動の促進

- (1) 生活にうるおいと喜びをもたらし、豊かな人間性をはぐくむため、伝統文化の理解と継承、文化芸術の創作活動など地域における多様な文化活動を促進する。
- (2) 活動拠点や発表の場となる社会教育施設の活用を支援する。
- (3) 町内あるいは与謝野町に縁のある文化活動を行っている団体や個人との連携を図る。

2. 文化芸術に親しむ機会等の充実

- (1) 関係機関・団体との連携を強化し、文化芸術活動に関する情報や、優れた文化芸術に親しむ機会等を提供する。
- (2) 与謝野町にゆかりの与謝蕪村や与謝野鉄幹・晶子等を顕彰するとともに、江山文庫を中核とした俳句・短歌等を活かしまちづくりを推進する。

重点5 文化財の保存と活用

1. 文化財の保存と活用

- (1) 文化財の調査を行い、所有者の理解と協力を得てあらゆる分野の文化財の把握に努める。また把握した文化財の中からより文化財的な価値が高いものを抽出し、その価値を明らかにするための調査・研究に努める。
- (2) 文化財を保存し、次世代に継承するため、文化財の適切な保存・維持管理の体制・制度の整備を進めるとともに、高い文化財的価値を持つことが明らかになったものについては文化財の新規指定を進める。また重要文化財・旧尾藤家住宅をはじめとする加悦伝統的建造物群保存地区の建造物や町内各所に点在する美術工芸品を災害や盗難から防ぐための取り組みに努める。
- (3) 学校教育現場を通じて児童生徒に文化財の価値を伝えるとともに住民対象の文化財講座などを行い、文化財の情報発信と学ぶ場の提供を推進する。
- (4) 文化財を利用・見学しやすい環境を整備するとともに見学コース・ツアーの企画と提供に努める。整備された遺跡や重要伝統的建造物群保存地区のは民間組織による活用事業への支援を行い、地域の誇りと愛着を生む文化財を輝かせることに努める。
- (5) 文化財を支える人材・組織を育成するため、住民をはじめ有志が自発的に学び、情報共有できる場の整備に努める。文化財ガイド養成も含んだ文化財講座を行う。

2. 文化財関連施設の活用

- (1) 三河内郷土資料室・加悦椿文化資料館・古墳公園などの文化財関連施設の特色を活かした歴史文化の発信と理解を推進する。
- (2) 町の将来人口等も踏まえた適切な文化財関連施設の配置について検討を進める。

重点6 生涯スポーツの振興

1 スポーツを親しむ機会の充実

- (1) 町民一人ひとりが年齢や適性に応じたスポーツ活動に親しむため、各種スポーツ団体の活動を支援する。
- (2) スポーツ推進委員考案の「与謝野ひまわり体操」やニュースポーツの普及など、健康増進活動を推進するとともに、活動を担う人材を育成する。
- (3) スポーツを通じた健康増進や交流等が出来るようなスポーツイベントを実施・支援する。

2 スポーツの競技力向上

- (1) 子どもの体力・運動能力の向上を図るため、ジュニアスポーツ団体や学校、地域、関係団体等と連携・協力したスポーツ環境づくりを推進する。
- (2) 町民に夢と感動を与える競技スポーツを振興するため、競技団体を支援する。
- (3) 競技力の向上・競技人口の増加のため、優れた指導者を育成する。

3. 社会体育施設の活用

- (1) 屋外体育施設、屋内体育施設の適切な維持管理を行う。
- (2) 町の将来人口等も踏まえた適切な社会教育施設の配置について検討を進める。